事業者の指定等の基準や介護保険事業者の指定等申請に係る手数料について

1 中核市への移行に伴い、必要となる条例の制定等を、令和元年(2019年) 1 1 月定例会に 提案し、令和元年(2019年) 1 2 月 1 9 日に可決されました。

【条例制定の経過】

福祉部福祉指導監査室では、平成24年(2012年)7月から、大阪府より大阪版地方分権推進制度による権限移譲(大阪府条例の規定に基づくもの)を受け、指定居宅サービス事業者等の指定等及び指導監査並びに指定障害福祉サービス事業者の指定等及び指導監査の業務を実施してまいりました。

令和2年(2020年)4月1日、中核市への移行に伴い、現在行っている業務に加え、中核市として新たな権限を得て、介護保険法の規定に基づき、指定介護老人福祉施設(定員30人以上の大規模な特別養護老人ホーム)の指定等及び介護老人保健施設の開設の許可等並びに指導監査業務を行うこととなります。

また、同様に、中核市として新たな権限を得て、児童福祉法の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定等及び指導監査業務を行うこととなります。

そのため、今般の条例の制定は、中核市への移行に伴い、従来から行っている業務につきましては、その根拠条例を大阪府条例から市条例で規定すること、また、新たな権限を得て実施する業務につきましては、指定等の基準を新たに市条例で規定し整備する必要があることから、必要となる条例をそれぞれ新規制定及び一部改正いたしたものです。

【新規制定及び改正条例】

- (1) 吹田市老人福祉法施行条例(新規)
- (2) 吹田市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(新規)
- (3) 吹田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 (新規)
- (4) 吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例 (新規)
- (5) 吹田市介護保険法施行条例(一部改正)
 - 指定等の基準
 - ・手数料(別紙)現在、大阪府下の大多数の自治体におきましては、介護保険法の規定 に基づく、介護保険事業者の指定及び指定更新申請等に係る審査手数料 を徴収していることから、中核市への移行に合わせて、概ね大阪府及び 近隣市と同額の手数料を規定し徴収するものです。
- 2 条例の施行期日 令和2年(2020年)4月1日